

長崎総合科学大学 学 則

第1章 目的及び自己評価

第1条 (大学の目的と学部の設置及び自己点検・評価)

- 1 本学は、建学の精神及び大学の理念に基づいて、広く教養的知識を授けるとともに深く各専門分野の学術技芸を教授研究し、人間性豊かで創造性に富み地域及び国際社会に貢献できる人材を養成することによって、人間社会及び科学技術の進展に寄与することを目的とする。
- 2 本学は、前項の目的を具体化するために、工学関係分野の研究教育を展開し、その知的、道徳的及び応用的能力を有する人材を育成することを目的として、工学部、総合情報学部の2学部を置く。
- 3 前2項の目的が達成されているかを検証し改善していくために、教育研究の活動状況等について設定した項目に関し、自ら点検及び評価を行うものとする。

第2章 構 成

第2条 (学部の学科構成と入学定員及び収容定員等)

- 1 本学に設置する各学部には次の学科を置き、それぞれの入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
工 学 部	工学科	150名	600名
総合情報学部	総合情報学科	85名	340名
合 計		235名	940名

- 2 工学部工学科に、船舶工学コース、機械工学コース、建築学コース、電気電子工学コース及び医療工学コースの5コース並びに総合情報学部総合情報学科に、知能情報コース、マネジメント工学コース及び生命環境工学コースの3コースを置く。
- 3 総合情報学科については、コースの定員を以下のように定める。

学 部	学 科	コース	入学定員	収容定員
総合情報学部	総合情報学科	知能情報コース	35名	140名
		マネジメント工学コース	30名	120名
		生命環境工学コース	20名	80名
合 計			85名	340名

- 4 本学に教養教育及び基礎教育を充実させるため共通教育部門を置く。
- 5 学部及び学科の修学に関する規程は、別に定める。
- 6 本学に大学院工学研究科を置く。大学院の学則は、別に定める。
- 7 本学に別科日本語研修課程を置く。別科日本語研修課程の規程は、別に定める。

第3章 教職員組織

第3条（学長、副学長、研究科長、学部長）

- 1 本学に学長、副学長、研究科長及び学部長を置く。
- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 研究科長及び学部長は、所属を代表し、その運営及び教育・研究に関する校務をつかさどる。
- 4 学長、副学長、研究科長及び学部長の選考に関する規程は、別に定める。

第3条の2（附属施設等の役職）

- 1 本学に図書館長、研究所長及びセンター長の役職を置く。
- 2 図書館長は、図書館を統括する。
- 3 研究所長及びセンター長は、研究所及びセンターを代表し、その業務を統括する。
- 4 必要に応じて、その他の役職を置くことができる。

第3条の3（教育職員等）

- 1 本学に教授、准教授、講師及び助教を置く。また、本学が必要と認める場合は、助手及び教務職員を置くことができる。
- 2 教授、准教授、講師及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事するとともに、教学運営を行う。
- 3 助手及び教務職員は、教授、准教授、講師及び助教の職務を助ける。
- 4 教育職員の任用及び学外研修等については、別に定める。
- 5 本学に名誉教授及び客員教授を置くことができる。名誉教授及び客員教授の任用については、別に定める。

第4条（事務職員等）

本学に事務職員及びその他の職員を置く。

第5条（会議体の設置）

本学に全学教授会及び代議員会を置く。

第5条の2（全学教授会）

- 1 全学教授会は、学長、教授、准教授、講師（専任）及び助教をもって構成する。
- 2 学長は、必要と認める場合、全学教授会に助手、教務職員及び事務職員を参加させることができる。
- 3 全学教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - （1）学生の入学及び卒業
 - （2）学位の授与
 - （3）前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で全学教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 全学教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長、学部長の求めに応じ意見を述べることができる。
- 5 全学教授会に関する規程は、別に定める。

第5条の3（代議員会）

- 1 全学教授会は、教学の円滑な運営を図るため、代議員会を置く。

- 2 代議員会は、学長、副学長、研究科長、学部長、コース長及び共通教育部門長をもって構成する。
- 3 代議員会に関する規程は、別に定める。

第4章 教育課程の編成

第6条（教育課程の編成）

- 1 本学の教育上の目的を達成するため、別に教育課程の編成・実施の方針を明示する。
- 2 前項に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

第6条の2（授業科目区分）

工学部及び総合情報学部の授業科目は、共通科目系列に理数科目、形成科目、情報・キャリア科目及び外国語科目、専門科目系列に基礎科目及び専門科目並びに教職に関する科目に区分する。各授業科目は、さらに必修科目、選択科目及び自由科目とする。

第6条の3（授業科目及び単位数）

工学部及び総合情報学部の授業科目及び単位数は、別表1による。

第7条（成績評価基準等の明示）

授業の方法、内容、授業計画及び成績評価基準等については、別に明示する。

第5章 履修方法及び卒業の認定

第8条（履修）

全課程を4年に配分し、これを履修させる。

第9条（修学方法）

修学履修方法については、別に定める各学部修学規程による。

第9条の2（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

- 1 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により修得した授業科目の単位については、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

第9条の3（大学以外の教育施設等における学修）

- 1 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第9条の4（入学前の既修得単位等の認定）

- 1 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第33条の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすこと

ができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第9条の2及び前条により本学において修得したとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第10条（単位数の計算）

- 1 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、次の各号の基準により計算する。
 - (1) 講義及び演習は、週1時間15週をもって1単位とする。
 - (2) 実習、実験、実技及び製図は、週2時間15週をもって1単位とする。
 - (3) 前2号にかかわらず特に指定した科目は、週3時間15週をもって1単位とする。
- 2 前項第1号の講義及び演習においては、教育効果を考慮して週1時間から2時間の範囲で定めることができる。
- 3 前2項の基準にかかわらず、卒業研究は、学修の成果を評価し、合格した者に対して10単位を与える。

第11条（考査及び評定）

- 1 学生が一つの授業科目を履修した場合は考査を行い、合格した者に対しては単位を与える。この場合、考査は、試験、論文、報告書その他によって実施する。
- 2 考査の評定は、優、良、可、不可の4種類をもってこれを表し、優は80点から100点、良は70点から79点、可は60点から69点、不可は59点以下とし、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

第12条（修業年限）

修業年限は4年とし、在学期間は修業年限の2倍を超えることができない。

第13条（卒業認定単位数）

- 1 4年以上在学し、別表1に定める授業科目を履修し、合計124単位以上修得した者には、全学教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。
- 2 工学部の卒業に必要な基準を以下のように定める。
 - (1) 前項の単位は、次のア～カの基準を満たすものとする。
 - ア 共通科目系列の理数科目及び専門科目系列の基礎科目から合計12単位以上修得する。
 - イ 共通科目系列の形成科目から8単位以上を修得する。
 - ウ 共通科目系列の外国語科目から英語科目8単位以上（母語が英語の学生はその他の外国語から8単位以上）を修得する。
 - エ 共通科目系列の情報・キャリア科目から必修科目を含む4単位以上を修得する。
 - オ 専門科目系列の専門科目から70単位以上を修得する。
 - カ コースの定めた必修科目を全て修得する。
 - (2) 前号の基準にかかわらず、自コース以外の本学の開講科目を10単位まで加えることができる。

- 3 総合情報学部卒業に必要な基準を以下のように定める。
- (1) 第1項の単位は、次のア～キの基準を満たすものとする。
- ア 共通科目系列の理数科目から4単位以上を修得する。
 - イ 共通科目系列の形成科目から8単位以上を修得する。
 - ウ 共通科目系列の外国語科目から英語科目8単位以上(母語が英語の学生はその他の外国語から8単位以上)を修得する。
 - エ 共通科目系列の情報・キャリア科目から必修科目を含む4単位以上を修得する。
 - オ 専門科目系列の基礎科目から16単位以上を修得する。
 - カ 専門科目系列の専門科目から70単位以上を修得する。なお、コースが指定する他コース又は他学部他学科の関連分野の開講科目群から20単位までをこの70単位に含めることができる。
 - キ コースの定めた必修科目を全て修得する。
- (2) 前号の基準にかかわらず、自コース以外の本学の開講科目を10単位まで加えることができる。
- 4 履修の方法及び卒業要件については、別に定める各学部の修学規程による。

第14条(学位)

本学において授与する学士の学位は、次のとおりとする。

- 工 学 部 学 士 (工学)
- 総 合 情 報 学 部 学 士 (工学)

第6章 教員免許状並びに食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格の取得

第15条(教員免許状の取得)

- 1 教員の免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 学部において、当該所要資格を取得できる教員の免許状は、次のとおりとする。

学 部	学 科 及 び コース	教 員 免 許 状 の 種 類
工 学 部	工 学 科	高等学校教諭一種免許状 工 業
総合情報学部	総 合 情 報 学 科	
	知 能 情 報 コース	高等学校教諭一種免許状 情 報
	マ ネ ジ メ ン ト 工 学 コース	高等学校教諭一種免許状 商 業
	生 命 環 境 工 学 コース	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 理 科 高等学校教諭一種免許状 理 科

- 3 大学院の教育職員免許状取得については、別に定める大学院学則による。
- 4 教職課程の履修方法については、教職課程履修規程で定める。

第15条の2(食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格の取得)

- 1 総合情報学部総合情報学科生命環境工学コースに、食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得のため、その養成課程を設ける。

- 2 前項の履修については、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程履修規程で定める。

第7章 入学、休学、留学、退学等

第16条（入学時期）

入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第22条による退学者が再入学する場合は、後期入学を認めることができる。

第17条（入学資格）

本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を持ち、かつ、本学所定の入学検定に合格した者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者

第18条（入学の出願）

入学志願者は、本学所定の書式に入学検定料を添えて提出しなければならない。

第19条（入学許可）

本学所定の入学検定に合格し、指定期日までに必要書類を提出し、かつ、入学金、授業料等を納入した者は、全学教授会の意見を聴いて学長が入学を許可する。

第20条（休学及び復学）

- 1 疾病又は止むを得ない事由によって3月以上修学することができない者は、保証人連署をもって必要期間休学を願い出ることができる。ただし、疾病による場合は、願書に医師の診断書を添付しなければならない。
- 2 学長は、特別の必要があると認められた者には、休学を命ずることができる。
- 3 休学の事由がなくなったときは、学長が復学させる。ただし、休学期間は、在学期間に算入しない。
- 4 休学期間は、1学年を区分とし、通算して4年を超えることができない。

第21条（留 学）

- 1 学生は、学長が承認した場合に限り、留学することができる。
- 2 第9条の2第3項の規定による留学により取得した単位は、学長が適当と認める場合に限り、30単位を超えない範囲で第13条の修得単位として認定される。

3 留学に関する規程は、別に定める。

第22条 (退学)

1 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署をもって願出しなければならない。

2 授業料等の納付を怠り督促を受けてもなお納入しない者は、学長が退学させる。

第23条 (除籍)

1 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍することができる。

(1) 疾病その他の事由により成業の見込みがないと認められた者

(2) 正当の事由なしに欠席が引続き3月以上に及んだ者

第24条 (転学部及び転コース)

1 転学部及び転コースを志願する者があるときは、全学教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

2 転学部及び転コースに関する規程は、別に定める。

第25条 (編入学及び再入学)

1 次の各号の一に該当する者は、欠員がある場合に限り、全学教授会の意見を聴いて学長が相当年次に入学を許可することができる。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 他の大学に在学中の者又は在学した者

(4) 専修学校専門課程修了者で、専門士の称号を有する者又は1700時間以上の授業時間の受講証明がある者(ただし、学校教育法第56条に規定する大学入学資格を有すること。)

(5) 本学を退学した者又は授業料等未納により退学させられた者で再入学を希望する者

2 編入学に関する規程は、別に定める。

第26条 (単位認定)

前条により編入学又は再入学を許可される者の在学年数、履修科目及び既得単位は、全学教授会の意見を聴いて学長が認定する。

第27条 (入学手続)

第25条に規定する者が入学を志願する場合の手続きについては、第16条、第19条の規定を準用する。

第8章 入学検定料、入学金、授業料等

第28条 (入学検定料、入学金、授業料等)

1 入学検定料、入学金、授業料等の学費については、別表2による。

2 既納の入学検定料、入学金、授業料等の学費については、いかなる事由があっても返還しない。

3 授業料、教育充実費及び実験実習料は、次の二期に分けて納入しなければならない。ただし、年額を前期に全納することを妨げない。

前期は 4月15日までに

後期は 10月15日までに

- 4 学費の納入については、別に定める授業料等納入規程による。
- 5 授業料等の減免に関する規程は、別に定める。

第29条（休学在籍料）

- 1 休学期間中の授業料等は、その学期の全額を免除することができる。ただし、この場合は、在籍料を納入しなければならない。
- 2 前項の適用は、別に定める授業料等納入規程による。

第29条の2（奨学金）

本学の優秀な学生に対して、奨学金を給付又は貸与することができる。奨学金に関する規程については、別に定める。

第9章 委託研究生、留学生、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生、研究生

第30条（委託研究生）

- 1 公共団体、会社等が一年以上を在学期間として修業科目を定めて委託研究生として推薦しようとするときは、学長は、全学教授会の意見を聴いて許可することができる。
- 2 委託研究生に関する規程は、別に定める。

第31条（留学生）

- 1 外国人で本学を志願する者については、学長は、全学教授会の意見を聴いて入学を許可することができる。
- 2 留学生に関する規程は、別に定める。

第32条（聴講生）

- 1 本学所定の科目中1科目又は数科目を選び聴講しようとする者があるときは、学長は、全学教授会の意見を聴いて相当の学力があると認められた者に限り、学期毎に聴講生として許可することができる。
- 2 聴講生に関する規程は、別に定める。

第32条の2（特別聴講学生）

- 1 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、本学において授業科目を履修することを志望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学長は、全学教授会の意見を聴いて特別聴講学生として入学を許可することができる。
- 2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

第33条（科目等履修生）

- 1 本学において開設する授業科目のうち1科目又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、学長は、全学教授会の意見を聴いて科目等履修生として許可することができる。
- 2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第34条（研究生）

- 1 本学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、特に本学で研究を希望す

る者があるときは、学長は、全学教授会の意見を聴いて研究生として許可することができる。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

第10章 学年、学期、休業日

第35条（学年及び授業期間）

- 1 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第36条（学 期）

学年を次の二期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

第37条（休業日）

- 1 休業日は、次のとおりとする。
 - 日曜日、国民の祝日
 - 春季休業（3月26日から4月4日まで）
 - 夏季休業（8月1日から9月30日まで）
 - 冬季休業（12月20日から翌年1月7日まで）
- 2 学長は、必要と認めるとき、休業日を変更することができる。
- 3 臨時の休業日は、その都度、学長が定める。

第11章 附 属 施 設

第38条（センター及び研究所）

- 1 本学に保健センター、情報科学センター、海洋スポーツ文化センター及び産官学連携センターを置く。
- 2 本学に地域科学研究所及び長崎平和文化研究所を置く。
- 3 前2項に規定するセンター及び研究所に関する規程は、別に定める。

第39条（図書館）

- 1 本学に図書館を設置する。
- 2 図書館に関する規程は、別に定める。

第40条（実験室及び実習室）

本学に実験室及び実習室を置く。

第41条（学生寮）

- 1 本学に学生寮を置く。
- 2 学生寮に関する規程は、別に定める。

第12章 賞 罰

第42条(表彰)

学長は、人物・学業が優秀で他の学生の模範となる行為のあった学生を、表彰することができる。

第43条(優待生)

- 1 学長は、全学教授会の推薦により学力及び人格が特に優秀な学生を、優待生として第3年次より2年間又は第4年次より1年間の授業料を免除することができる。
- 2 優待生に関する規程は、別に定める。

第43条の2(特待生)

- 1 本学に入学を許可された者で、人物に優れ、成績優秀な者又は高度な資格を有し、それを本学で発揮しようとするなど特色ある者に対して、学長は、全学教授会の意見を聴いてその授業料を免除又は減免することができる。
- 2 特待生に関する規程は、別に定める。

第44条(懲戒)

- 1 本学の規程にそむき、学生の本分に反する行為があった者に対しては、全学教授会の意見を聴いて学長が懲戒することができる。
- 2 懲戒の種類は、譴責、停学、退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

第13章 補 則

第45条(細則)

この学則施行に必要な細則は、別に定める。

第46条(改定)

この学則の改定は、全学教授会の意見を聴いて議を経て理事会が決定する。

- 付 則
- 1 この学則は、昭和40年4月1日より施行する。
 - 2 この学則の改定は、昭和43年4月1日より施行する。
 - 3 この学則の改定は、昭和47年4月1日より施行する。
 - 4 この学則の改定は、昭和48年4月1日より施行する。
 - 5 この学則の改定は、昭和51年4月1日より施行する。
 - 6 この学則の改定は、昭和53年4月1日より施行する。
 - 7 この学則の改定は、平成2年4月1日より施行する。
 - 8 この学則の改定は、平成3年4月1日より施行し、平成3年度入学生より適用する。

ただし、第2条第1項の学生定員にかかわらず平成3年度から平成11年度までの学生定員は下記の通りとする。

工学部 船舶工学科 入学定員 80名

〃	機械工学科	〃	70名
〃	電気工学科	〃	90名
〃	建築学科	〃	90名
〃	管理工学科	〃	90名
	計		420名

9 この学則の改定は、平成3年9月28日より施行する。

10 この学則の改定は、平成4年4月1日より施行し、平成4年度入学生より適用する。

ただし、第2条第1項及び付則8の規定にかかわらず平成4年度から平成11年度までの入学定員は下記の通りとする。

工学部	船舶工学科	入学定員	80名
〃	機械工学科	〃	110名
〃	電気工学科	〃	90名
〃	建築学科	〃	90名
〃	管理工学科	〃	90名
	計		460名

11 この学則の改定は、平成5年4月1日より施行し、平成5年度入学生より適用する。

12 この学則の改定は、平成6年4月1日より施行し、平成6年度入学生より適用する。

ただし、第33条については、第2年次以上の在學生にも適用する。

13 この学則の改定は、平成7年4月1日より施行し、平成7年度入学生より適用する。

14 この学則の改定は、平成8年4月1日より施行し、平成8年度入学生より適用する。

ただし、第37条については、第2年次以上の在學生にも適用する。

15 この学則の改定は、平成9年4月1日より施行し、平成9年度入学生より適用する。

ただし、第37条については、第2年次以上の在學生にも適用する。

16 この学則の改定は、平成10年4月1日より施行し、平成10年度入学生より適用する。

17 この学則の改定は、平成11年4月1日より施行し、平成11年度入学生より適用する。

18 この学則の改定は、平成12年4月1日より施行し、平成12年度入学生より適用する。

ただし、第2条第1項の学生定員にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの学生定員は下記の通りとする。また、第16条、第22条、第23条、第25条、第29条及び第37条については、

第2年次以上の在學生にも適用する。

		平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
工学部	船舶工学科	入学定員 78名	76名	74名	72名	70名
〃	機械工学科	〃 107名	104名	101名	98名	95名
〃	電気電子情報工学科	〃 88名	86名	84名	82名	80名
〃	建築学科	〃 90名	90名	90名	90名	90名
〃	経営システム工学科	〃 86名	82名	78名	74名	70名
	計	449名	438名	427名	416名	405名

19 この学則の改定は、平成12年6月1日より施行する。

20 この学則の改定は、平成13年4月1日より施行し、平成13年度入学生より適用する。

ただし、第9条の2については、第2年次以上の在學生にも適用する。

21 この学則の改定は、平成14年3月8日より施行する。

22 この学則の改定は、平成14年4月1日より施行する。ただし、第15条については、人間環境学部の第2年次の在學生にも適用する。

23 この学則の改定は、平成14年6月1日より施行する。

24 この学則の改定は、平成15年4月1日より施行する。

25 この学則の改定は、平成16年4月1日より施行する。

26 この学則の改定は、平成17年4月1日より施行する。

この学則の施行に当り第2条第1項、第13条、第15条は、平成17年4月1日より工学部経営システム工学科の学生募集を停止することに伴い、当該学科の学生が在学する期間は従前の規定を適用する。

27 この学則の改定は、平成18年4月1日より施行する。

28 この学則の改定は、平成18年6月1日より施行し、平成18年度後期入学生から適用する。

29 この学則の改定は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度入学生から適用する。

30 この学則の改定は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。

31 この学則の改定は、平成20年8月1日から施行する。

32 この学則の改定は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。

33 この学則の改定は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

34 この学則の改定は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。

35 この学則の改定は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度

入学生から適用する。ただし、第43条の2については、平成25年度入学生から適用する。

36 この学則の改定は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学生から適用する。

37 この学則の改定は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

工学部船舶工学科、機械工学科、電気電子工学科、情報学部知能情報学科、経営情報学科、環境・建築学部人間環境学科、建築学科においては、平成26年度から募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

学則第2条の規定にかかわらず、平成26年度から平成29年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科名	26年度	27年度	28年度	29年度
工学部船舶工学科	100名	65名	30名	0名
工学部機械工学科	125名	80名	35名	0名
工学部電気電子工学科	135名	90名	45名	0名
情報学部知能情報学科	125名	80名	35名	0名
情報学部経営情報学科	120名	75名	30名	0名
環境・建築学部人間環境学科	120名	75名	30名	0名
環境・建築学部建築学科	120名	75名	30名	0名

38 この学則の改定は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生から適用する。

工学部船舶工学科、機械工学科、電気電子工学科、情報学部知能情報学科、経営情報学科、環境・建築学部人間環境学科、建築学科においては、平成26年度から募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。学則第2条の規定にかかわらず、平成27年度から平成30年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科名	27年度	28年度	29年度	30年度
工学部船舶工学科	65名	30名	0名	0名
工学部機械工学科	80名	35名	0名	0名
工学部電気電子工学科	90名	45名	0名	0名
情報学部知能情報学科	80名	35名	0名	0名
情報学部経営情報学科	75名	30名	0名	0名
環境・建築学部人間環境学科	75名	30名	0名	0名
環境・建築学部建築学科	75名	30名	0名	0名

別表1 (授業科目)

(1) 工学部工学科授業科目

授業科目 の区分		授 業 科 目 (単 位)
共通 科目 系 列	理 数	基礎数学③微分積分学Ⅰ④微分積分学Ⅱ④微分積分学Ⅲ② 線形代数学Ⅰ②線形代数学Ⅱ②力学Ⅰ②力学Ⅱ② 熱力学②電磁気学②
	形 成	大学生入門②平和を学ぶ②ながさきを学ぶ②現代社会を考える② ことばと映像②近代日本文学②哲学②批判的思考法② 歴史学②近現代史②文化人類学②女性学② 教育学②現代社会と教育②心理学②人間関係論② 日本事情概論②日本文化論②憲法Ⅰ②憲法Ⅱ② 法学入門②現代社会と法②経済学②政治学基礎② 現代政治②国際関係論②健康の科学②人文科学ゼミⅠ② 人文科学ゼミⅡ②社会科学ゼミⅠ②社会科学ゼミⅡ②総合問題ゼミⅠ② 総合問題ゼミⅡ②保健体育実技A①保健体育実技B①
	情 報 ・ キ ャ リ ア	情報基礎②情報基礎演習②情報科学②情報と社会② インターンシップ②将来計画フォーラム②
	外 国 語	基礎英語ⅠA①基礎英語ⅠB①基礎英語ⅡA①基礎英語ⅡB① 英語ⅠA②英語ⅠB②英語Ⅱ②英語Ⅲ② 英会話Ⅰ①英会話Ⅱ①英会話Ⅲ②英会話Ⅳ② 英語演習A②英語演習B②日本語ⅠA①日本語ⅠB① 日本語ⅡA①日本語ⅡB①日本語Ⅲ②日本語Ⅳ② 日本語演習A②日本語演習B②独語Ⅰ①独語Ⅱ① 仏語Ⅰ①仏語Ⅱ①中国語ⅠA①中国語ⅠB① 中国語ⅡA①中国語ⅡB①

授業科目 の区分		授 業 科 目 (単 位)	
専 門 科 目 系 列	基礎科目	微分方程式②フーリエ変換②ラプラス変換②ベクトル解析②確率・統計② 代数学A②代数学B②幾何学A②幾何学B② プログラミング基礎②プログラミング応用②	
	専門科目(船舶工学コース)	図学④職業指導Ⅰ②職業指導Ⅱ②工学概論② 技術と倫理②数値計算法②船舶海洋工学入門②造船幾何② 船体構造②船舶数学基礎②船舶工学基礎実験②浮体静力学② 船体復原論②流体力学Ⅰ②流体力学Ⅱ②船体抵抗推進論② 船体運動論②材料力学Ⅰ②材料力学Ⅱ②構造力学② 船体強度論Ⅰ②船体強度論Ⅱ②機械材料学②溶接工学② 機械力学Ⅰ②C A D基礎②船舶C A D②造船設計Ⅰ② 造船設計Ⅰ演習①造船設計Ⅱ②造船設計Ⅱ演習①造船設計Ⅲ② 造船設計Ⅲ演習①造船設計Ⅳ②造船設計Ⅳ演習①船舶設計論② 現代造船技術論②海洋開発工学Ⅰ②海洋開発工学Ⅱ②操船学同演習③ プロジェクトⅠ②プロジェクトⅡ②プロジェクトⅢ②プロジェクトⅣ② 工場学習②卒業研究⑩	
	専門科目(機械工学コース)	図学④職業指導Ⅰ②職業指導Ⅱ②工学概論② 技術と倫理②数値計算法②材料力学Ⅰ②材料力学Ⅱ② 機械材料学②溶接工学②材料強度学②メカニズム② 機械設計A②機械設計B②航空工学②工学フォーラム② メカフォーラムⅠ②メカフォーラムⅡ②メカフォーラムⅢ②機械力学Ⅰ② 機械力学Ⅱ②計測工学②流体工学Ⅰ②流体工学Ⅱ② 熱力学Ⅰ②熱力学Ⅱ②内燃機関②新エネルギー工学② 流体機械②トライボロジー②伝熱工学②機械製図② 機械C A D②機械工学基礎実験②機械工学演習②機械工学実験Ⅰ② 機械工学実験Ⅱ②機械設計製図②機械工学ゼミ②工場実習② 機械と国際化②機械と物理②技術英語②航空機設計法② 技術者倫理②技術者コミュニケーション実習②制御工学②メカトロニクス② 自動車工学②蒸気工学②卒業研究⑩	
専門科目(建築学コース)	図学④職業指導Ⅰ②職業指導Ⅱ②工学概論② 技術と倫理②数値計算法②工学フォーラム②建築製図A③ 建築製図B③建築設計製図ⅠA③建築設計製図ⅠB③建築設計製図ⅡA③ 建築設計製図ⅡB③造形デザイン②建築計画A②建築計画B② 建築意匠②西洋建築史②日本建築史②建築学海外研修② 都市計画②地域計画②構造力学Ⅰ④構造力学ⅡA② 構造力学ⅡB②建築一般構造②構造計画②耐震設計法② 鉄筋コンクリート構造②鉄筋コンクリート構造演習②鋼構造②鋼構造演習② 環境工学Ⅰ②環境工学Ⅱ②環境工学Ⅲ②建築設備基礎② 建築設備計画②建築材料②建築材料実験②建築施工② 建築概論②建築C A D②建築設計製図S A③建築設計製図S B③ 建築測量②建築再生論②住生活文化論②現代建築事情② 建築法規②建築学演習②研究ゼミナール②卒業研究⑩		

授業科目 の区分		授 業 科 目 (単 位)
専 門 科 目 系 列	専門科目 (電気電子工学コース)	図 学(4) 職業指導Ⅰ(2) 職業指導Ⅱ(2) 工学概論(2) 技術と倫理(2) 数値計算法(2) 工学フォーラム(2) 電気工学基礎Ⅰ(2) 電気工学基礎Ⅱ(2) 電気回路Ⅰ(2) 電気回路Ⅱ(2) 電気回路Ⅲ(2) 電磁気学Ⅰ(2) 電磁気学Ⅱ(2) 電磁気学Ⅲ(2) 集積システム設計(2) デジタル回路基礎(2) デジタル回路設計Ⅰ(2) デジタル回路設計Ⅱ(2) 電子工学基礎(2) アナログ回路Ⅰ(2) アナログ回路Ⅱ(2) 電気機器(4) エネルギー変換工学(2) パワーエレクトロニクスⅠ(2) パワーエレクトロニクスⅡ(2) 送配電工学Ⅰ(2) 送配電工学Ⅱ(2) 電気法規・電気施設管理(2) 制御工学(2) 電気電子計測(2) 電気・電子材料(2) 半導体デバイスⅠ(2) 半導体デバイスⅡ(2) 情報通信工学Ⅰ(2) 情報通信工学Ⅱ(2) 電磁波工学(2) 電波法規(2) コンピュータシステム(2) 電気電子基礎実験(2) 電気電子工学実験Ⅰ(2) 電気電子工学実験Ⅱ(2) 電気機器設計製図(2) 科学技術英語(2) 卒業研究(10)
	専門科目 (医療工学コース)	図 学(4) 職業指導Ⅰ(2) 職業指導Ⅱ(2) 工学概論(2) 技術と倫理(2) 数値計算法(2) 工学フォーラム(2) 電気工学基礎Ⅰ(2) 電気工学基礎Ⅱ(2) 電子工学基礎(2) 電気電子基礎実験(2) 電子回路(2) 人の構造及び機能(2) 医学概論(2) 看護学概論(2) 解剖学(2) 臨床生理学(2) 臨床生化学(1) 臨床免疫学(1) 病理学概論(1) 臨床薬理学(1) 公衆衛生学(2) 情報工学(2) 医用計測工学(2) 医用材料工学(2) 生体物性工学(2) 臨床医学総論Ⅰ(2) 基礎医学及び同実習(2) 放射線工学概論(2) 医用機械工学(2) 情報工学演習(2) 医用工学概論(4) 臨床医学総論Ⅱ(2) 医用機器安全管理学(2) 関係法規(2) システム工学(2) 医用機器学概論(2) 生体計測装置学(2) 臨床医学総論Ⅲ(2) 医用機器安全管理学実習(2) 呼吸療法装置(2) 呼吸療法装置実習(2) 血液浄化装置(2) 血液浄化装置実習(2) 医療情報(2) 医用治療機器学(2) 医用治療機器学実習(3) 生体計測装置学実習(3) 体外循環装置(2) 体外循環装置実習(2) 臨床実習(6) 医学特別演習Ⅰ(2) 医学特別演習Ⅱ(2) 医用工学特別演習(2) システム工学特別演習(2) 卒業研究(10)

(2) 総合情報学部総合情報学科授業科目

授業科目 の区分		授 業 科 目 (単 位)
共通 科目 系 列	理 数	基礎数学③微分積分学Ⅰ④微分積分学Ⅱ④微分積分学Ⅲ② 線形代数学Ⅰ②線形代数学Ⅱ②力学Ⅰ②力学Ⅱ② 熱力学②電磁気学②
	形 成	大学生入門②平和を学ぶ②ながさきを学ぶ②現代社会を考える② ことばと映像②近代日本文学②哲学②批判的思考法② 歴史学②近現代史②文化人類学②女性学② 教育学②現代社会と教育②心理学②人間関係論② 日本事情概論②日本文化論②憲法Ⅰ②憲法Ⅱ② 法学入門②現代社会と法②経済学②政治学基礎② 現代政治②国際関係論②健康の科学②人文科学ゼミⅠ② 人文科学ゼミⅡ②社会科学ゼミⅠ②社会科学ゼミⅡ②総合問題ゼミⅠ② 総合問題ゼミⅡ②保健体育実技A①保健体育実技B①
	情 報 ・ キ ャ リ ア	情報基礎②情報基礎演習②情報科学②情報と社会② インターンシップ②将来計画フォーラム②
	外 国 語	基礎英語ⅠA①基礎英語ⅠB①基礎英語ⅡA①基礎英語ⅡB① 英語ⅠA②英語ⅠB②英語Ⅱ②英語Ⅲ② 英会話Ⅰ①英会話Ⅱ①英会話Ⅲ②英会話Ⅳ② 英語演習A②英語演習B②日本語ⅠA①日本語ⅠB① 日本語ⅡA①日本語ⅡB①日本語Ⅲ②日本語Ⅳ② 日本語演習A②日本語演習B②独語Ⅰ①独語Ⅱ① 仏語Ⅰ①仏語Ⅱ①中国語ⅠA①中国語ⅠB① 中国語ⅡA①中国語ⅡB①

授業科目 の区分		授 業 科 目 (単 位)
専 門 科 目 系 列	基礎科目	統計概論(2) 数理統計学(2) 情報代数学(2) 応用線形代数学(2) 立体幾何(2) 投影幾何(2) 数値解析(2) 物理学概論(2) 生化学分子計算(2) 生物学概論(2) 人間工学(2) プログラミング基礎I(2) データ構造とアルゴリズム(2) データベース基礎(2) 情報社会における労働と職業論(2) 技術マネジメント(2)
	専門科目 (知能情報 コース)	プログラミング基礎II(2) プログラミング基礎II演習(2) コンピュータシステム(2) プログラミングI(2) プログラミングII(2) プログラミングII演習(2) ソフトウェア設計論(2) オペレーティングシステム(2) 組込みシステム(2) Webデザイン(2) WebアプリケーションI(2) WebアプリケーションII(2) WebアプリケーションIII(2) 視覚伝達デザイン(2) 音響デザイン(2) 情報デザイン論(2) インタラクションデザイン(2) CG映像デザイン(6) Webコミュニケーション(6) インターフェースデザイン(6) 電気工学基礎I(2) 電子工学基礎(2) アナログ回路I(2) アナログ回路II(2) デジタル回路基礎(2) デジタル回路設計I(2) デジタル回路設計II(2) 知能ロボティクス(2) 制御工学(2) 計測工学(2) メカトロニクス(2) 知能情報学実験基礎(2) 知能情報学実験I(2) 知能情報学実験II(2) 知能情報学実験III(2) 総合情報学概論A I(2) 総合情報学概論B I(2) 総合情報学概論A II(2) 総合情報学概論B II(2) 総合情報学フォーラムI(2) 総合情報学フォーラムII(2) 総合情報学ゼミI(2) 総合情報学ゼミII(2) 総合情報学ゼミIII(2) 総合情報学ゼミIV(2) ネットワークとセキュリティ(2) 物理学実験(2) 化学概論(2) 地学概論(2) 地域環境モニタリング(2) 卒業研究(10)
	専門科目 (マネジ メント工 学コース)	プログラミング基礎II(2) プログラミング基礎II演習(2) プログラミングI(2) プログラミングII(2) プログラミングII演習(2) ソフトウェア設計論(2) Webデザイン(2) WebアプリケーションI(2) WebアプリケーションII(2) WebアプリケーションIII(2) 視覚伝達デザイン(2) 情報デザイン論(2) 生産マネジメント(2) 品質マネジメント(2) スポーツマネジメント(2) マーケティング論(2) 経営管理論(2) シミュレーション(2) 数理計画法(2) 経営戦略論(2) 企業と法律(2) 人的資源管理論(2) 経営情報システム(2) 社会情報システム(2) 医療情報システム(2) 簿記(2) 原価会計(2) 財務会計(2) 財務管理(2) 経営分析(2) 環境マネジメントシステム(2) 環境シミュレーション(2) 環境と法(2) 環境政策概論(2) 総合情報学概論A I(2) 総合情報学概論B I(2) 総合情報学概論A II(2) 総合情報学概論B II(2) 総合情報学フォーラムI(2) 総合情報学フォーラムII(2) 総合情報学ゼミI(2) 総合情報学ゼミII(2) 総合情報学ゼミIII(2) 総合情報学ゼミIV(2) ネットワークとセキュリティ(2) 物理学実験(2) 化学概論(2) 地学概論(2) 地域環境モニタリング(2) 職業指導(商業) I(2) 職業指導(商業) II(2) 卒業研究(10)
	専門科目 (生命環 境工学 コース)	環境マネジメントシステム(2) 環境シミュレーション(2) 環境と法(2) 環境政策概論(2) 電気工学基礎I(2) 省エネルギー工学実習基礎(2) 省エネルギー工学実習I(2) 省エネルギー工学実習II(2) 省エネルギー工学実践(2) 有機化学(2) 公害概論(2) 環境分析学(2) 環境化学実験(2) 農薬化学(2) 環境衛生工学(2) 生態の科学(2) 生態系調査法(2) 生態系の保全とビオトープ(2) 生態環境工学実験(2) 生態系研究法(2) 生物資源工学(2) 土壌学(2) 植物栄養学(2) 生物化学(2) バイオテクノロジー実習(2) 生命工学(2) 栽培環境管理学(2) 食品化学(2) 栄養化学(2) 環境調節工学実験(2) 農産物利用学(2) 応用微生物学(2) 総合情報学概論A I(2) 総合情報学概論B I(2) 総合情報学概論A II(2) 総合情報学概論B II(2) 総合情報学フォーラムI(2) 総合情報学フォーラムII(2) 総合情報学ゼミI(2) 総合情報学ゼミII(2) 総合情報学ゼミIII(2) 総合情報学ゼミIV(2) ネットワークとセキュリティ(2) 物理学実験(2) 化学概論(2) 地学概論(2) 地域環境モニタリング(2) 卒業研究(10)

(3) 教職課程授業科目

授業科目 の区分	授業科目 (単位)
教 職 に 関 す る 科 目	教職の意義等に関する科目 教 職 概 論 (2)
	教育の基礎理論に関する科目 教 育 原 論 (2) 教 育 心 理 学 (2) 教 育 制 度 論 (2)
	教育課程及び指導法に関する科目 教 育 課 程 論 (2) 理 科 教 育 法 I (2) 理 科 教 育 法 II (2) 理 科 教 育 法 III (2) 理 科 教 育 法 IV (2) 情 報 科 教 育 法 I (2) 情 報 科 教 育 法 II (2) 工 業 科 教 育 法 I (2) 工 業 科 教 育 法 II (2) 商 業 科 教 育 法 I (2) 商 業 科 教 育 法 II (2) 道 徳 教 育 論 (2) 特 別 活 動 論 (2) 教 育 方 法 論 (2)
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 生 徒 指 導 論 (2) 教 育 相 談 論 (2)
	教育実習 教 育 実 習 I (3) 教 育 実 習 II (2)
	教職実践演習 教 職 実 践 演 習 (中・高) (2)

別表2 (入学検定料及び学費)

(単位 円)

入学検定料	推薦入試	一般入試	センター試験	留学生入試	編入学	聴講生	研究生・委託研究生	科目等履修生
	30,000	28,000	13,000	14,000	10,000	10,000	10,000	10,000

入学金	一般	別科修了生	編入学生	再入学生	科目等履修生
	200,000	120,000	100,000	50,000	30,000 (本学卒業生 15,000、本学大学院生 免除)

授業料等	学年等	授業料		教育充実費		実験実習料	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期
	1年	370,000	380,000	140,000	140,000	50,000	50,000
	2年	380,000	390,000	140,000	140,000	50,000	50,000
	3年	390,000	400,000	140,000	140,000	50,000	50,000
	4年以上	400,000	410,000	140,000	140,000	50,000	50,000
	編入学生	上記該当学年の学費を適用					
	再入学生	上記該当学年の学費を適用					
	研究生	研究指導費	前期	130,000	研究指導費	後期	130,000
	委託研究生	研究指導費 810,000					
	聴講生	1単位当り	10,000	(本学卒業生 5,000、本学大学院生 免除)			
	科目等履修生	1単位当り	20,000	(本学卒業生 10,000、本学大学院生 免除)			

教職課程履修費	教科	免許状の種類	履修費	教育実習費
	工業	高 一 免	20,000	10,000
	情報	高 一 免		
	商業	高 一 免		
	理科	中 一 免		
	高 一 免			

休学在籍料	前期 又は 後期	通 年
	50,000	100,000

医療工学 コース 履修費	履 修 費
	50,000 (入学年度のみ)